

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則

(新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定の通知等)</p> <p>第3条 法第5条第2項に規定する通知は、<u>認定通知書(別記様式第1号)</u>を交付して行うものとする。</p> <p><u>2 法第5条第3項に規定する通知は、認定に関する通知書(別記様式第2号)を交付して行うものとする。</u></p> <p><u>3 法第5条第4項に規定する協議は、認定に関する協議書(別記様式第3号)により行うものとする。</u></p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第4条 法第7条第1項に規定する認定の取消しは、<u>認定取消処分通知書(別記様式第4号)</u>を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第7条第2項に規定する協議は、認定取消しに関する協議書(<u>別記様式第5号</u>)により行うものとする。</p> <p>(変更の通知)</p> <p>第5条 法第8条第2項に規定する通知は、<u>変更届出に関する通知書(別記様式第6号)</u>により行うものとする。</p>	<p>(認定の拒否等)</p> <p>第3条 法第5条第3項に規定する通知は、<u>認定に関する通知書(別記様式第1号)</u>を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第5条第4項に規定する協議は、認定に関する協議書(<u>別記様式第2号</u>)により行うものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第4条 法第7条第1項に規定する認定の取消しは、<u>認定取消処分通知書(別記様式第3号)</u>を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第7条第2項に規定する協議は、認定取消しに関する協議書(<u>別記様式第4号</u>)により行うものとする。</p> <p>(変更の通知)</p> <p>第5条 法第8条第2項に規定する通知は、<u>変更届出に関する通知書(別記様式第5号)</u>により行うものとする。</p>

(廃業等の届出の通知)

第6条 法第9条第3項に規定する通知は、廃業等の届出に関する通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 法第21条第1項に規定する立入検査をする警察職員は、身分証明書(別記様式第8号)を携帯し、立入検査の開始前に、関係者にこれを提示しなければならない。

(指示)

第8条 法第22条第1項及び第25条第2項第1号に規定する指示は、指示書(別記様式第9号)を交付して行うものとする。

2 前項の指示を行ったときは、その旨を指示に関する通知書(別記様式第10号)により、法第28条及び令第7条の規定により国土交通大臣の権限に属する事務を行うこととされた新潟県知事に通知するものとする。

(営業の停止)

第9条 法第23条第1項及び第25条第2項第2号に規定する命令は、営業停止命令書(別記様式第11号)を交付して行うものとする。

2 法第23条第3項に規定する協議は、営業停止命令に関する協議書(別記様式第12号)により行うものとする。

(営業の廃止)

第10条 法第24条第1項及び第25条第2項第3号に規定する命令は、営業廃止命令書(別記様式第13号)を交付して行うものとする。

2 法第24条第2項に規定する協議は、営業廃止命令に関する協議書(別記様式第14号)により行うものとする。

(読替え適用)

第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の6	(略)	
	別記様式第6の5の指示書	新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟

(返納の通知)

第6条 法第9条第3項に規定する通知は、認定証の返納に関する通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 法第21条第1項に規定する立入検査をする警察職員は、身分証明書(別記様式第7号)を携帯し、立入検査の開始前に、関係者にこれを提示しなければならない。

(指示)

第8条 法第22条第1項及び第25条第2項第1号に規定する指示は、指示書(別記様式第8号)を交付して行うものとする。

2 前項の指示を行ったときは、その旨を指示に関する通知書(別記様式第9号)により、法第28条及び令第7条の規定により国土交通大臣の権限に属する事務を行うこととされた新潟県知事に通知するものとする。

(営業の停止)

第9条 法第23条第1項及び第25条第2項第2号に規定する命令は、営業停止命令書(別記様式第10号)を交付して行うものとする。

2 法第23条第3項に規定する協議は、営業停止命令に関する協議書(別記様式第11号)により行うものとする。

(営業の廃止)

第10条 法第24条第1項及び第25条第2項第3号に規定する命令は、営業廃止命令書(別記様式第12号)を交付して行うものとする。

2 法第24条第2項に規定する協議は、営業廃止命令に関する協議書(別記様式第13号)により行うものとする。

(読替え適用)

第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の6	(略)	
	別記様式第6の5の指示書	新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟

	県公安委員会規則第11号。以下「運転代行業法施行細則」という。) <u>別記様式第15号</u> の最高速度違反行為に係る指示書
(略)	

2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指示書 (別記様式第15号)
 (2)～(8) (略)

別記様式第1号 (第3条関係)

第 号
認定通知書
住 所 氏名又は名称 殿
年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。
認定番号 第 号
年 月 日
新潟県公安委員会 印

別記様式第2号 (第3条関係)

(略)

別記様式第3号 (第3条関係)

(略)

別記様式第4号 (第4条関係)

(略)
認定取消処分通知書
(略)
<u>認定番号</u>
(略)

別記様式第5号 (第4条関係)

(略)
認定取消しに関する協議書
(略)

	県公安委員会規則第11号。以下「運転代行業法施行細則」という。) <u>別記様式第14号</u> の最高速度違反行為に係る指示書
(略)	

2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指示書 (別記様式第14号)
 (2)～(8) (略)

別記様式第1号 (第3条関係)

(略)

別記様式第2号 (第3条関係)

(略)

別記様式第3号 (第4条関係)

(略)
認定取消処分通知書
(略)
<u>認定証番号</u>
(略)

別記様式第4号 (第4条関係)

(略)
認定取消しに関する協議書
(略)

- 1 認定取消の対象となる自動車運転代行業者
 - (1) (略)
 - (2) 認定番号
 - (3)・(4) (略)
 - 2 (略)
- (略)

- 1 認定取消の対象となる自動車運転代行業者
 - (1) (略)
 - (2) 認定証番号
 - (3)・(4) (略)
 - 2 (略)
- (略)

別記様式第6号 (第5条関係)

- (略)
- 変更届出に関する通知書
- (略)
- 1 変更の届出を行った自動車運転代行業者
 - (1) (略)
 - (2) 認定番号
 - (3)・(4) (略)
 - 2 (略)
- (略)

別記様式第5号 (第5条関係)

- (略)
- 変更届出に関する通知書
- (略)
- 1 変更の届出を行った自動車運転代行業者
 - (1) (略)
 - (2) 認定証番号
 - (3)・(4) (略)
 - 2 (略)
- (略)

別記様式第7号 (第6条関係)

- (略)
- 廃業等の届出に関する通知書
- (略)
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり廃業等届出書が提出されたので、当該届出書の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。
- 1 廃業等届出書を提出した自動車運転代行業者
 - (1) (略)
 - (2) 認定番号
 - (3)・(4) (略)
 - (5) 提出年月日
 - 2 廃止の事由
別添 (廃業等届出書の写し) のとおり。
- (略)

別記様式第6号 (第6条関係)

- (略)
- 認定証の返納に関する通知書
- (略)
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり認定証が返納されたので、当該認定証の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。
- 1 認定証を返納した自動車運転代行業者
 - (1) (略)
 - (2) 認定証番号
 - (3)・(4) (略)
 - (5) 返納年月日
 - 2 認定証を返納した理由
- (略)

別記様式第8号 (第7条関係)

- (表)
- | | |
|-------|-----|
| (略) | (略) |
| 身分証明書 | |
| (略) | |
- (裏)
- (略)
- 第21条 略

別記様式第7号 (第7条関係)

- (表)
- | | |
|-------|-----|
| (略) | (略) |
| 身分証明書 | |
| (略) | |
- (裏)
- (略)
- 第21条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に営業所に立ち入

<p>2 略 3・4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 (略) 3・4 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第9号 (第8条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第8号 (第8条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第10号 (第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>指示に関する通知書</p> <p>(略)</p> <p>1 指示を行った自動車運転代行業者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定番号</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第9号 (第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>指示に関する通知書</p> <p>(略)</p> <p>1 指示を行った自動車運転代行業者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定証番号</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第11号 (第9条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第10号 (第9条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第12号 (第9条関係)</p> <p>(略)</p> <p>営業停止命令に関する協議書</p> <p>(略)</p> <p>1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定番号</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第11号 (第9条関係)</p> <p>(略)</p> <p>営業停止命令に関する協議書</p> <p>(略)</p> <p>1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定証番号</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第13号 (第10条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第12号 (第10条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第14号 (第10条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第13号 (第10条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第15号 (第11条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第14号 (第11条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第15号 削除</p>

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則(平成24年新潟県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(公表の内容)</p> <p>第3条 行政処分の公表の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>認定番号</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>別記様式 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">被処分者</td> <td style="width: 40%; border-bottom: 3px double black;">認定番号</td> <td style="width: 40%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 3px double black;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-bottom: 3px double black;">(略)</td> </tr> </table>	被処分者	認定番号	(略)		(略)		(略)			<p>(公表の内容)</p> <p>第3条 行政処分の公表の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>認定証番号</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>別記様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">被処分者</td> <td style="width: 40%; border-bottom: 3px double black;">認定証番号</td> <td style="width: 40%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 3px double black;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-bottom: 3px double black;">(略)</td> </tr> </table>	被処分者	認定証番号	(略)		(略)		(略)		
被処分者	認定番号	(略)																	
	(略)																		
(略)																			
被処分者	認定証番号	(略)																	
	(略)																		
(略)																			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。